

# 平成20年度第8回新宿区情報公開・個人情報保護審議会会議録

平成21年2月4日（水）午後2時  
新宿区役所本庁舎6階第2委員会室

## 1 開会

## 2 議事

- (1) 資料58 障害者福祉総合システムの開発について（諮問、報告）
- (2) 資料59 高次脳機能障害支援協働事業の委託について（報告）
- (3) 資料60 福祉タクシー利用券等の封入封緘委託について（報告）
- (4) 資料61 思春期の子育て支援事業委託について（報告）
- (5) 資料62 介護支援ボランティア・ポイント事業の委託について（報告）
- (6) 資料63 ほっと安心地域ひろばの業務委託について（報告）
- (7) 資料64 働く人のメンタルヘルス事業の委託について（報告）
- (8) 資料65 がけ及び擁壁の点検調査・安全化指導業務委託について（報告）
- (9) 資料66 新宿区立学校イントラネットシステムの構築について（諮問）

## 3 その他

## 4 閉会

【山口副会長】それではお待たせいたしました。ちょっと会長がまだお見えになりませんので、とりあえず私、副会長の山口が代わって議事を進めさせていただきます。

ただいまより、平成20年度第8回情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

まず、資料について、事務局から説明をお願いいたします。

【区政情報課長】事務局の区政情報課長です。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料の説明をいたします。

本日、事前にお渡ししました資料は、平成20年度第8回情報公開・個人情報保護審議会資料といたしまして、資料58、障害者福祉総合システムの開発についてから資料66、新宿区立学校イントラネットシステムの構築についてまでとなっております。机上配布いたしました資料はございません。

資料については、以上でございます。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

【山口副会長】ありがとうございました。

審議を始める前に、定額給付金に関する諮問、報告事項を審議するための審議会の開催の日程につきまして、委員の皆様にお諮りしたいと思います。

前回、決めかねた日程のことでございます。

それでは、事務局から内容のほうを説明願います。

【区政情報課長】前は、日程の調整がうまくいきませんで、申しわけありませんでした。再度調整いたしました結果、3月23日の午後、または3月25日の午後4時以降でいかがでしょうか。

【山口副会長】それでは、人数はよろしいですね、ここで確認して。

【区政情報課長】3月23日の月曜日です。月曜日の午後か25日水曜日の4時以降とすることはいかがでしょうか。

【山口副会長】では、皆様のご意見を聞きますけれども、挙手をお願いしたいと思います、準備はよろしいですか。

では、23日月曜日の午後ということで出席可能な委員の方は、挙手をお願いいたします。

〔挙手〕

【山口副会長】結構です。9人です。

それでは、25日の4時以降とすることでご都合のよろしい方。

〔挙手〕

【山口副会長】10人ですね。どちらでもいいということになりますけれども、事務局のほうで、どちらかご都合を。どちらがよろしいですか。

【区政情報課長】 それでは、申しわけないんですけども、23日の午後2時からということでもよろしいでしょうか。

【山口副会長】 23日月曜日の2時ということで、それではそのように。

どうぞ、あざみ委員。

【あざみ委員】 議会の都合でいいますと、どちらかというと24日が本会議の最終日になるんですね。だから、要するに23日は議会中になるわけです。万が一何かあると予備日。万が一ですけども、何かある可能性としてはあり得ることなので。

【区政情報課長】 わかりました。そうしますと、25日の4時からということでしょうか。

【山口副会長】 3月25日水曜日4時ということで。それでは、ちょっと異例の時間ですけども、お願いします。

【区政情報課長】 難しいですか。今、何か議会のほうで。

【山口副会長】 どうですか。どちらがいいですか。

【あざみ委員】 今ので大丈夫です。

【深沢委員】 今ので大丈夫。4時というからびっくりした。

【あざみ委員】 何も入ってはいない。理事者の方の、職員の方の。

【有馬委員】 理事者の職員の問題からいくと残業になるんですね。4時からだと。

【区政情報課長】 それは大丈夫なんですけど。

【山口副会長】 よろしいですか。

【有馬委員】 3時では都合が悪いわけですか。

【山口副会長】 何時から残業に入りますか。

【区政情報課長】 5時15分からです。

【山口副会長】 個人的なことを言うと、私が法律相談を担当してまして、ちょうどその日、大体3時20分くらいには終わるんですけども、その日だけちょっと早目に切り上げさせてもらっていいですか、3時ということで、こっちへ。

【区政情報課長】 それは調整させていただいて。

【山口副会長】 では、3時でもいいですか。

【有馬委員】 そういう関係があったんですね。

【山口副会長】 3時から5時ということで。

【区政情報課長】 では、すみません。3月25日水曜日の3時からということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【区政情報課長】では、そういうことで、よろしく願いいたします。

【山口副会長】では、これで一応日程が決まりました。場所につきましては、後日開催通知をまたいただくということによろしいですね。

【区政情報課長】事務局からお出しいたします。よろしく願いいたします。

【山口副会長】一応予定をあけておいていただくということで。

それでは、議事に入りますけれども、次第に沿って審議を進めてまいります。

資料58、障害者福祉総合システムの開発についての説明を受けます。

それでは、担当者の方、どうぞお願いいたします。

【障害者福祉課長】障害者福祉課長でございます。

それでは、件名、障害者福祉総合システムの開発について。

本件は、諮問でもあり、事前報告でもございます。

初めに、事業の概要でございますが、事業名は障害者総合システムの開発、担当課は私どもでございます。目的ですが、障害者総合システムを開発・導入し、障害者に係る情報の一元化を図るというものでございます。対象者は、障害者手帳の所持者と、手帳はございませんが障害福祉サービスを受けている児童など及び同じ世帯を構成する方です。

事業内容は、現在、障害者に係る情報の管理は二つのシステムを並行して動かしてございます。一つは、福祉四法システムといいまして、生活保護法と身体障害者基本法、知的障害者基本法、それと児童福祉法の四法をあわせて動かしているものでございますが、こちらで障害者手帳や補装具、日常生活用具、自立支援医療等の情報を集約しています。

もう一方は、障害者自立支援法に基づく障害者自立支援システムと言いまして、法定の障害福祉サービスなどを、こちらで情報を集約しています。福祉四法システムのほうは、平成20年度でリース期間が満了となりますので、平成21年度からは生活保護に関しては生活保護システムで運用します。これに伴い、障害者福祉に関しては現行の2システムを一本化するものでございます。福祉四法システムは平成11年度に導入されて、法改正等の際は、その都度システム改修して運用をしてきましたが、区の独自開発でもあり、柔軟な対応がとれず利便性に欠ける面もあり、改修経費も高額となっていました。

また、2種類のシステムが運用されているので、同一の対象者に対する情報管理の一元化ができません。問い合わせ等にも迅速な対応ができないなど、対象者に対する利便性やシステム管理の面でも、スペースなどについても問題があったところがございます。ついては、法改正

の柔軟な対応や、情報の一元化を図るために、福祉四法システムで管理を行っていた業務と身体障害者福祉手当医療費助成といった手作業で管理を行っている業務も、あわせて障害者自立支援システムへ追加機能としてパッケージ導入して、総合的なシステムとして運用管理していくものでございます。

裏面でございますが、障害者総合システムの開発について、保有課は先ほど申し上げたとおりで、登録業務の名称は、障害者手帳、障害福祉サービス、地域生活支援サービス、手当等の支給と医療費助成などがございます。個人の範囲は先ほど申し上げたとおり情報項目、別紙をちょっとごらんいただけますでしょうか。かなり多岐にわたってございます。記録される情報項目は、身体障害者手帳に関して住民番号、生年月日、氏名、その他の基本的な情報がかなり入るところでございます。愛の手帳、精神障害者手帳についても同様でございます。そのほかに補装具給付に関する項目、日常生活用具給付管理に関する項目、それから、自立支援医療給付管理に関する項目、医療費助成に関する項目と、特別障害者手当と心身障害者福祉手当に関する項目が、情報として集約されます。

もとの資料に戻っていただいて、記録されるコンピュータですが、障害者福祉課設置内のサーバーで、現行の障害者自立支援システム用のサーバーに集約をいたします。新規開発の追加・変更の理由でございますが、先ほど申し上げたとおりでございます。新規の開発・変更等の内容ですが、ここで改めて書かせてもらいましたのは、手帳管理、給付管理という部分は、現行福祉四法システムで行っているものです。3番の医療費助成と手当の管理などは手作業といたしますか、その他の事務ツールで行っているものでございます。

開発を委託する場合における個人情報の保護対策ですが、契約に当たり、個人情報保護に関する特記事項を付します。開発作業過程ではテストデータを使用して、実際のデータのセットアップ作業には区の職員が立ち会います。新規開発等の時期でございますが、平成21年4月に契約をして開発をスタートさせ、明年の1月からシステム仮稼働、平成22年度から本稼働というスケジュールでございます。

あわせて、この開発に伴うデータ移行作業等の委託についてのご説明をいたします。

保有課や登録業務の名称は、先ほどの開発と同様でございます。委託先は、福祉四法システムからのデータ抽出は株式会社アイネス、データの変更と移行作業、障害者総合システムに関するところと導入支援作業については、株式会社システムウエーブでございます。委託に伴って、事業者処理させる情報項目は、個人の範囲としては障害者手帳所持者等及び世帯、情報項目は、先ほどの別紙のとおりでございます。記録媒体はUSBメモリーでございます。

委託の理由ですが、福祉四法システムからのデータ抽出作業については、独自開発のシステムであったことから、開発元である上記業者に委託することが正確でもあり、効率もいいたろうと、そういう必要があると考えております。障害者総合システムへのデータ変換と移行作業、導入支援作業については、現行の障害者自立支援システムへの追加システムであることによりまして、当該システムの開発元で、ソフト保守も行っている上記業者のシステムウェブでございますが、こちらが正確かつ効率的であろうと考えております。

委託の内容は、四法システムからのデータ抽出、障害者総合システムに向けてのデータ変換とデータ移行、システム導入支援で、現場調整や操作研修などがございます。委託の開始時期は、平成21年4月1日から年度末の3月31日まででございます。委託に当たって、区が行う情報保護対策は、別紙の特記事項を付すことと、日々の作業終了後は、委託業者からUSBのメモリを回収し、障害者福祉課において保管をします。作業全体が終了した後は、区においてUSBメモリ内のデータを消去します。

受託事業者に行わせる情報保護対策ですが、取り扱い責任者及び取り扱い者をあらかじめ指定させ、データ抽出と移行作業はすべて障害者福祉課内で実施させるということで、情報保護を図るものがございます。

以上でございます。

【山口副会長】ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、発言をお願いいたします。  
深沢委員。

【深沢委員】一つだけ教えてください。

みなしの児童というのは、これは外国人の方々という意味だろうか、それだけ聞かせてください。

【障害者福祉課長】障害者福祉課長です。

みなしの児童は、まだ、幼少のことであり、障害者手帳の交付は受けていないけれども、発達などに心配もあり、知的なおくれなども懸念されるので、障害福祉サービスを受けている子供などが中心でございます。

【山口副会長】ほかにご質問ございますか。

久保委員。

【久保（合）委員】この総合システム、平成22年1月の仮稼働と4月の本稼働とあるんですが、この仮稼働と本稼働の違いというのは一体何で、その目的は何なんですか。

【山口副会長】どうぞ。

【障害者福祉課長】仮稼働の時期に、実質的には本稼働と同様の状態を実現させるのではございますが、仮稼働の間にデータの整合性、そのほかのトラブルがないかどうかを十分検証したいと考えております。

【山口副会長】どうぞ、久保委員。

【久保（合）委員】仮稼働中でも、本稼働中でも、内容自身に違いはないのでしょうか。

【障害者福祉課長】はい。

【久保（合）委員】ただ、準備期間という意味で、3か月ずらしていただきますということだけのことですか。

【障害者福祉課長】はい、そうです。

【久保（合）委員】結構です。

【山口副会長】では、鍋島委員、どうぞ。

【鍋島委員】このUSBメモリで作業をするんですけれども……。

【山口副会長】ちょっとすみません。発言のときに、担当者のランプをつけるように。

【障害者福祉課長】失礼しました。

【山口副会長】どうぞ。

【鍋島委員】するんですけれども、その本体のパソコンは区のを使うんですか。私もUSBに落したり入れたりしますけれども、やはり一応移行のものを本体に落として移すんだらうと思うんです。そうすると、このUSBメモリだけの消去となっているので、本体の処理はどうするのかということがありまして、それを保存しようとするればできてしまう。

【山口副会長】どうぞ、課長。

【障害者福祉課長】USBで扱う情報ですが、現在、福祉四法システムと自立支援システムと二つございますので、福祉四法システムのほうからUSBメモリへ情報を入れて、障害者自立支援システムのほうに差し込んで移すという作業でございます。すべて庁舎内で行うのですが、福祉四法システムのほうから必要なデータを全部移した後は、福祉四法システムのほうはそのコンピュータそのものからデータを消去します。USBメモリのほうも、総合システムのほうへのデータ移行が完了し次第、データは消去いたします。

【山口副会長】鍋島委員。

【鍋島委員】庁舎内で行うわけ、庁舎内のパソコンで行うわけですね。業者のパソコンだったらパソコンが心配だなと思ったものですから、ありがとうございます。

【山口副会長】はい、どうぞ。

有馬委員。

【有馬委員】委託先の株式会社システムウェブでありますけれども、これは既存の障害者総合システムの中で、既存の業者として委託をしてもう既に活用されている業者ということの理解でいいですか。

【山口副会長】どうぞ、課長。

【障害者福祉課長】現行の二つのシステムのうちの障害者自立支援システムを開発した開発元でございます。

【山口副会長】どうぞ。

【有馬委員】このシステムウェブが、それをそのまま導入新作業に移行するという事なんですね。

【山口副会長】ほかにご質問、ご意見ございますか。

どうぞ、林委員。

【林 委員】よろしいですか。こここのところの開示請求にこたえると思うんですけれども、ちょっと引っ張るときに、すべての項目に住民番号がありますけれども、これは全部当然のことながら、同一の住民コードが自動的に入力されていくのか、それともこの情報ごとにあれなんですけれども、この住民番号はそういう使われ方をしますか。当然のことなら同一なんですよ。

【山口副会長】どうぞ、課長。

【障害者福祉課長】住民番号は同一のものでございます。

【山口副会長】どうぞ。

【林 委員】それで、引っ張る場合にはこれが基本になって、開示請求にこたえるということですね。

【山口副会長】林委員、今の開示請求というのは、どういう場合を想定しておられるでしょうか。何のことでしょうか。

【林 委員】話がだんだん入っていったらとあれなんですけれども、ちょっとあちらがどういうふうにお答えになるかなと思って。

【山口副会長】はい、わかりました。

【障害者福祉課長】個人情報のご自己開示請求のことだと思いますけれども、基本的にはそれに対応いたしますのは紙情報で対応することになると思います。

【山口副会長】どうぞ、林委員。

【林 委員】わかりました。

【山口副会長】ほかにご質問、ご意見ございませんか。

それでは、これについては諮問と事前報告でございますけれども、お諮りいたします。

資料58、障害者福祉総合システムの開発については、承認ということによろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口副会長】それでは、諮問事項については承認、報告事項については了承ということで、終了いたします。

続きまして、資料59、高次脳機能障害支援協働事業の委託についての説明をお願いいたします。

【障害者福祉課長】障害者福祉課と保健予防課が共管している事業でございます。

事業名は、高次脳機能障害支援協働事業でございます。

高次脳機能障害と申しますのは、最近着目されるようになった障害で、そこに目的に書いてございますように、事故や疾病により、脳の前頭葉のほうに起きた損傷によって引き起こされる記憶障害、行動障害などがございます。この障害で日常生活のさまざまな面に問題を抱えている障害の当事者及びその家族への支援を行うものでございます。対象といたしましては、その障害当事者と家族、事業内容ですが、高次脳機能障害の当事者、家族を支援するために実施する相談事業や居場所づくり事業、研修事業など啓発を含めてそういう事業を実施をします。相談事業は、予約制で月2回、居場所づくり事業は月2回、定員8名ほど。研修事業は年3回、ケア研究会の実施は4回を考えております。こちらは、平成21年度にNPOと共同で行う事業でございます。

報告事項のほうの資料でございます。

保有課と名称は申し上げたとおりでございます。委託先は特定非営利活動法人V i V i D（ヴィヴィ）というところです。事業者処理させる情報項目ですが、本事業の対象となる障害者またはその家族に関する以下の情報、氏名、性別、住所、年齢、電話番号、ファックスなどの基本的な個人情報に加えて、障害の状況、保健福祉医療サービスの利用状況及び面談記録などがございます。ここで、処理させる記録媒体ですが、こちらは紙です。

委託理由ですが、新宿区協働事業提案制度により実施決定した事業で、実績のある委託団体による高次脳機能障害者とその家族への支援を実施することで、効果的、効率的な事業が展開

できて、事業対象者の利便性を図ることができるものと考えております。委託の内容ですが、先ほど申し上げた事業のとおりでございますが、居場所づくり事業に少し詳しく、生活リハビリとピアカウンセリング、当事者によるカウンセリングです。外出等の実施。実施場所は新宿けやき園という入所施設のコミュニティスペースでございます。研修事業のほうも詳しく、障害の理解の普及啓発と、専門職向けのスキルアップ研修及びボランティア向けの基礎知識の取得、こういう研修を考えてございます。

ケア研究会につきましては、高次脳機能障害者への支援のあり方についての研究でございます。委託の時期ですが、平成21年4月1日から以降継続でございます。委託に当たり、区が行う情報保護対策ですが、契約に当たって、別紙の特記事項を付すものでございます。委託事業者に行わせる情報保護対策は、取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定するもので、提供された情報は施錠できる金庫に保管するように、お願いをいたします。

特記事項については、特につけ加えて申し上げることはございません。

以上でございます。

【山口副会長】恐縮ですが、対象者はどれぐらいを想定されているのでしょうか。

【障害者福祉課長】それほど多くはないと思いますが、多くて数十人、当事者としてはそのぐらいがマックスだろうと考えております。

【山口副会長】それでは、ご説明ありがとうございました。

ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらどうぞ。

久保委員。

【久保（合）委員】事業に3と4に研修とケア研究会が入っていますけれども、この研修事業とケア研究会を実施するのは、ViViDという活動法人の内部だけですか。簡単にいうと先生みたいな方がいらっしゃるとかあるわけですね、それはViViDとは限らないんですけれども、そこら辺はどうなっていますか。

【山口副会長】どうぞ、課長。

【障害者福祉課長】基本的には、私どもとViViD、NPOの法人の中の主体的に活動をされている方々ですが、一般的な研修にはこのNPOとかかわりの深い東京慈恵医大の医師の方々が参加することはあり得ることとして、想定しております。

【山口副会長】どうぞ、久保委員。

【久保（合）委員】なぜ伺ったかという、ViViDについては、当然、特記事項が適用されるのではないかと。しかし、ViViDが請け負って、ViViDが研究会とか研修をやる

わけだけれども、それには当然第三者が入る可能性が十分あります。先生とか講師とか、こういう人たちへの特記事項はどうなるんですか。

【山口副会長】 障害者福祉課長、どうぞ。

【障害者福祉課長】 この外部の人が入る研修については、個人のケースカンファレンスと申します。その人に特化してさまざまな問題を多角的に話し合う、そういうケース開示は想定してございませんので、研修事業につきましては、特に個人情報を取り扱うことは今は考えていません。

【山口副会長】 久保委員。

【久保（合）委員】 同じことを聞くので申しわけありませんけれども、何か研修会や研究会は、あくまでもV i V i Dという法人の中だけで行われるのですかと最初に聞いたのはそれで、そうではあり得ないだろうと思うんです。法人自身が専門家集団ではないわけで、そういう仕事はしているけど。だから、専門の大学の先生とか、そういう人たちをお招きしてこういう事業をやるわけです。この人たちとは、新宿区は個人情報を守ってもらわなければいけない特記事項を交わしているんですか、交わしていないんですか、その辺どうなんですかということを伺っています。

【山口副会長】 障害者福祉課長、どうぞ。

【障害者福祉課長】 今のところ、外部に招く講師に関しましては、特記事項を交わす予定はございませんが、その方々の役割によって、個人情報にタッチするようなことがございましたら、また審議会のほうとご相談をして対応したいと考えています。

【山口副会長】 はい。

ちょっとすみません、私の質問ですけれども、四つ事業が書いてあって、1の相談事業と2の居場所づくり事業というのは、これは相談者、今の障害者の当事者と家族が参加されるもので、3と4はそういう方は参加されないのかどうか、ちょっと明らかにしていただきけたらと思います。どうぞ。

【障害者福祉課長】 3の研修事業とケア研究会については、当事者とご家族が参加を前提としてはございません。

【山口副会長】 はい、わかりました。

では、久保委員、どうぞ、続きを。

【久保（合）委員】 それでは、ちょっと認識が違くと。何のための研修事業、ケア研究会なの。特に研修をV i V i Dがやる、研究会をV i V i Dがやるというのは、別にここでこういうふ

うに新宿区が委託する内容とは違うことでしょう。研修事業やケア研究会に、この当事者あるいは親族家族が入ってこそ意味があるというということでしょう。それでなかったら、何のためにここに3、4と出てくるのか、わからない。

【山口副会長】 障害者福祉課長、どうぞ。

【障害者福祉課長】 すみません。訂正いたします。個人情報の取り扱いについての言葉が先行して、そういう誤ったご答弁でした。参加予定者としましては、医師や看護師、リハビリ専門職、社会福祉専門職などに加え、研修には一般区民、当事者、家族も参加いたします。

失礼いたしました。

【山口副会長】 はい、久保委員。

【久保（合）委員】 最後にしますけれども、そういう課長の答弁は実際そういうものだろうと思うんですけども、やはりこういうケースは、これから幾らでもあるわけで、それについてはケース・バイ・ケースではなくて、こういうときの個人情報の保護はどうするかというのは、役所内で区政情報課できちっとやはりマニュアルを持っているべきだというふうに意見を申し上げて終わります。

【山口副会長】 課長、補充の説明はよろしいですか。

【障害者福祉課長】 はい、ございません。

【山口副会長】 では、鍋島委員、どうぞ。

【鍋島委員】 この個人情報を必要とする委託の事業はどれとどれなのか、全部なのかということと、それから、相談事業だとさっき久保委員がおっしゃったように、その相談を受けるのは、この非営利法人の会員になった方なのか外部なのかということでも、この委託の個人情報の流出がわかると思いますので、そこを教えてください。

【山口副会長】 障害者福祉課長、どうぞ。

【障害者福祉課長】 この事業によりまして、対象となる方々のご家族の個人情報を取り扱う業務は、1の相談事業と関連して居場所づくり事業でも、連絡先その他必要な個人情報を前提とし、居場所づくりの中でピアカウンセリングなどもございますので、個人情報に関することも交わされるだろうと思っております。

【鍋島委員】 あと3、4は違うというのですね。そうすると、ピアカウンセリングというのは、その中の入っている方の家族や何かと交流しますね。そうすると、その方々にもこういう情報が行くわけですか。

【障害者福祉課長】 ピアカウンセリングでございますが、基本的にV i V i Dの側でカウンセ

リングを行う予定でございます。

【山口副会長】どうぞ、鍋島委員。

【鍋島委員】会員だけのものですか。はい。

【山口副会長】ほかに。

久保委員。

【久保（合）委員】1点だけ。対象者四つ、4件あるんだけど、一応この四つを対象者の数を教えておいてください。

【山口副会長】四つの事業でしょうか。

【久保（合）委員】そうです。

【山口副会長】事業について、それぞれの対象者という意味ですね。

どうぞ、障害者福祉課長。

【障害者福祉課長】相談事業に関しましては、事業を実際実施してみなければどのくらい来るかわかりませんが……。

【久保（合）委員】会長、すみません。僕は大きな間違いを犯してしまって、貴重な時間を大変失礼しました。次のほうに入っていた。ごめんなさい。

【山口副会長】では、今の質問は撤回して、ほかにご質問かご意見ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

【山口副会長】それでは、これは報告事項なので、事前報告でございました。それでは、了承ということにいたします。よろしゅうございますか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

【山口副会長】これで終了いたします。

その次です。

次に、資料60、福祉タクシー利用券等の封入封緘委託についての説明をお願いいたします。

【障害者福祉課長】本件も報告でございます。

事業の概要ですが、福祉タクシー利用券等封入封緘の委託。担当課は障害者福祉課でございます。目的は、心身障害者福祉タクシー制度、理美容制度、心身障害者寝具乾燥・消毒サービス、介護人休養助成制度の各受給者への利用券と、送付文書、説明文書、通知の発送など、こちらを封入封緘するというものでございます。

対象者としましては、心身障害者福祉タクシー制度受給者、心身障害者寝具乾燥・消毒サー

ビス制度受給者、訪問理美容サービス制度受給者、介護人休養助成制度受給者でございます。

事業内容でございますが、心身障害者に対して、福祉タクシー利用券や理美容券、介護人休養助成券や各事業についての送付文と説明文書通知を発送するもので、交付については、簡易書留を利用して、郵送で交付します。郵送に当たっては、各受給者の対象事業の利用券送付書、利用券説明文書、利用券・通知の封入封緘を委託するものでございます。

その次の資料でございますが、情報の保有課は障害者福祉課、登録業務の名称はタクシー利用の助成以下、そこに列举のとおりでございます。こちらの作業を委託する委託先ですが、新宿区障害者就労福祉センター、いわゆるチャレンジワークでございます。平成21年4月からはほかの財団と統合して、仮称でございますが新宿区勤労者仕事支援センターと改称される予定でございます。

情報の記録媒体ですが、紙と電子データのいずれもでございます。委託先に提供する媒体は紙媒体でございます。保有している情報項目は、タクシー利用料の助成や、理美容サービスなどの受給対象で、約5,000人の登録情報がございます。氏名、生年月日、住所、続柄、電話番号、公的扶助の状況、口座番号や障害に関することでございます。このうち、委託先に提供する項目ですが、対象者リスト、こちらには氏名、住所、使用封筒の区分がございます。宛て名シール、氏名と住所でございます。

委託の理由ですが、心身障害者福祉タクシー制度その他の制度の適用の受給者が約5,000人おりまして、当課の職員で封入封緘を行うことは事務量が膨大になってしまうためでございます。

委託内容ですが、各制度の受給者に対しまして、障害者福祉課で用意する封筒に、情報政策課に作成依頼する宛て名シールを貼付し、送付書通知、各説明文書、利用券等を封緘をして、発送の準備を整えるものでございます。

委託の開始時期及び期限でございますが、ここは大変失礼しました平成20年と書いておりますのは平成21年3月4日の誤りでございます。おわびして訂正いたします。

委託に当たり、区が行う情報保護対策は、契約に当たって、別記の特記事項を付すもの、及び業務終了後、提供した情報を返却させることでございます。委託事業者としての情報保護の対策ですが、取扱責任者と取り扱うものをあらかじめ指定し、提供された情報は施錠できるキャビネットに保管するということを厳守していただく、そういうことでございます。

以上でございます。

【山口副会長】では、私から1点だけ。この委託の開始時期及び期限というところで、3月4日

から以降継続というのは、これはどこまで継続する。毎月1回なのかということも全く私にはわからないんですけれども。

【障害者福祉課長】これ以降毎年でございます。

【山口副会長】年1回の発送なんでしょうか。

【障害者福祉課長】これは随時発生するものもございますが、タクシー利用料は1回、その他も1回でございます。

【山口副会長】年1回。

【障害者福祉課長】はい。

【山口副会長】わかりました。それでは、どうもありがとうございました。

ただいまのご説明に対して、ご質問、ご意見ございましたらどうぞ。

久保委員。

【久保（合）委員】さっきはすみません。

約5,000人の利用者なんだけれども、福祉タクシーとそれから寝具の乾燥消毒、そして訪問理美容、最後に介護人休養この四つに大体分けて、5,000人がどのくらいになるのか、わかったら参考までに教えてください。

【山口副会長】どうぞ。

【障害者福祉課長】概算で失礼いたします。一番上のタクシー制度の受給者が約5,000人、2番目の寝具乾燥消毒サービスが約100人、3番目、訪問理美容サービスのほうが約150人、最後の介護人休養助成制度が約30人と見込んでございます。

【山口副会長】どうぞ。

【久保（合）委員】今の説明を聞いて、たまたま思ったんだけれども、5,000人というのは、タクシーだけで5,000人なのか。細かいことを言うようだけれども、普通はほかの3種類が250人もいたらタクシーの5,000人だけではくくらないのではないかな。

【山口副会長】障害者福祉課長、どうぞ。

【障害者福祉課長】表記がいまいで大変失礼いたしました。約5,000人以上とかそういうふうにするべきでございました。

【山口副会長】ほかにご質問、ご意見はございますか。

有馬委員。

【有馬委員】この委託、チャレンジワークに委託するんですけれども、しっかり、実際その封入封緘作業があるので、それは慎重に事故のないようにやっていただきたいというのは当然な

んですが、これ従前はいわゆる委託をしていなかったわけですか。

【山口副会長】 障害者福祉課長、どうぞ。

【障害者福祉課長】 従前からこの事業は委託してございましたが、平成20年度のタクシー利用券の下半期分を、従来の利用券を交付して、使った後にタクシー会社と私どもが精算する方式から、初めから一般的なタクシークーポンを送付する方法に変えましたので、この作業とは別の作業として平成20年度下半期の対応をしました。ただ、東京旅客業組合ですか、そちらでいわゆるタクシークーポンの発行を、平成21年度からは一切もうやらないということがはっきりしましたので、旧来のタクシー利用券に戻します。このために、新たにお諮りしているものがございます。

【山口副会長】 どうぞ、有馬委員。

【有馬委員】 そうすると、そのために事務量というか、こういうものが膨大になるということになって、今回こういう形で委託をしていくということですね。

【障害者福祉課長】 従前の事務量が膨大でございましたので委託してございました。タクシークーポンに変えたので、一度途切れたので、もう一度お諮りしてございます。

【有馬委員】 わかりました。

【山口副会長】 ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

ないようでしたら、本件について了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【山口副会長】 では、これをもって終了いたします。

ご苦労さまでした。

それでは、次に資料61、思春期の子育て支援事業委託についての説明をお願いいたします。

【子ども家庭課長】 子ども家庭課長でございます。よろしく願いいたします。

思春期の子育て支援事業委託について、条例第14条第1項に基づく個人情報の収集を伴う委託について、ご報告をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、事業の概要についてご説明をいたします。

事業名は、思春期の子育て支援事業、担当課は子ども家庭部子ども家庭課でございます。

目的及び対象でございますが、思春期の育ちを支えることを目的に、思春期のお子さんを持つ保護者や関係者を対象とした事業でございます。事業の内容は大きく二つの柱がありまして、一つが連続講座の開催、もう一つがシンポジウムの開催でございます。連続講座につきましては、子どもを持つ保護者、今後地域で思春期の子どもの援助者になりたい人を対象に、1

コース6回連続で開催するもので、定員が30名で全4コースでございます。シンポジウムの開催は、この連続講座の6回目と兼ねまして、さらにここには連続講座の受講者だけではなく、さらに一般区民の方に呼びかけまして、200名程度でシンポジウムを開催するものでございます。実施のスケジュールはここにご覧いただけますように、4月から8月までは準備で、9月以降講座の開催として、2月にシンポジウムという予定になっております。3月には報告書を作成いたします。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、委託の内容についてご説明をさせていただきます。

個人情報の保有課は子ども家庭部子ども家庭課、登録業務の名称は、「思春期の子育て支援事業」、委託先はNPO法人非行克服支援センターです。委託に伴い事業者処理させる情報項目は、本事業の対象者となる受講者の情報で、氏名、性別、住所、電話番号、年齢でございます。処理させる情報項目の記録媒体は紙です。委託の理由ですが、これは新宿区協働事業提案制度により採択された事業で、思春期の相談や講座開催に実績のある委託団体が、思春期の子育て支援事業を実施することで、効果的な事業展開ができ、事業対象者の利便性を図ることができるというものでございます。

委託の内容は、先ほどご説明をした事業の内容でございます。委託の開始時期及び期限は、平成21年4月1日から以降継続でございます。先ほどのご審議の中で、継続ということでご質問がありましたが、この協働での提案事業につきましては、毎年評価をして2年に限り提案事業として継続が可能ということでございますので、平成22年度は継続の可能性があるということでございます。

委託に当たり、区が行う情報保護対策は、別紙の特記事項のとおりでございます。受託事業者に行わせる情報保護対策は、取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定するとともに、提供された情報は施錠できる金庫に保管するというものでございます。

以上で、説明は終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

**【山口副会長】**1枚目の事業報告のところで、「個人情報の収集を伴う委託」というふうに書いてあるんですが、収集というのはどういうことか。

はい、どうぞ。

**【子ども家庭課長】**受講対象者の方の申し込みについてもこの団体が受けます。それで、講座についての連絡や資料について事前送付等を行いますので、これらの情報が必要になるということでございます。

**【山口副会長】**要するに、申し込み者の名簿をこちらの委託先でつくっていただくという意味

ですね。

【子ども家庭課長】 そのとおりです。

【山口副会長】 はい、それでは、どうもありがとうございました。

ご質問、ご意見がございましたらどうぞ。

久保委員。

【久保（合）委員】 大変いい事業だとは思いますが、この事業を思春期の子育て支援事業、委託についてというところはともかくとして、この事業をこういうところへ委託するんだというふうなことも、子ども家庭課のホームページに載りますか。

【山口副会長】 どうぞ、課長。

【子ども家庭課長】 この件につきましては、協働提案事業ということでございますので、子ども家庭課のところから……。全体としては地域調整課のところに協働提案事業の採択事業として載りますが、講座の宣伝等のものについては区の子ども家庭課のところにも掲載してまいります。

【山口副会長】 久保委員。

【久保（合）委員】 心配しているのは、委託先のNPO法人の名称なんです。非常に大事な事業であることはわかります。しかし、区が支援しなければならない思春期の子育ては、イコール非行なんだよね。この親御さんたちや、関係者の人がこの事業の対象になるわけだけれども、そのお子さんたちは、おれは非行の子どもだなというふうになるわね。そういうことへの配慮というのは、しなきゃいけないのだと思って、この辺どうなのかなということ。

【山口副会長】 課長、お願いします。

【子ども家庭課長】 これは、提案事業ということで、こちらの団体さんから協働提案に提案がありまして、審査会を経て採択された事業でございます。最初、提案を拝見したときに、やはり私もこの団体の名称につきましては、参加される方に抵抗感があるのではないかというふうなことは感じました。ただ、内容がよいということで採択されておりますので、今後は周知に当たりましては、その委員のご指摘のところも配慮しながら、ただ、この委託の方がやっていっちゃうということはそれは事実でございますので、配慮しながら周知活動をしてまいりたいと考えております。

【山口副会長】 久保委員。

【久保（合）委員】 今言われたとおり、こういう名前の気概に燃えて運動をしてくれるNPOに頭が下がるんだけど、そして、そのお子さんを心配している親御さんも、自分の子ども

についての非行的なことを心配するから、それを何とか克服したいというので来るから当然なわけです。ホームページで自分の母親や父親がこういう事業に参加している、その最後の最後の対象者のお子さんがホームページを見たときに、こういう名前の団体がやっているところに、お父さんやお母さんは勉強に行っている、相談に行っていると。ああ、俺は非行なんだな、親はそう見ているんだなと思わない。僕は当然思うと思う。そこを何とか心配しなければいけない事業ではないんですか。

【山口副会長】課長。

【子ども家庭課長】先ほど申しあげましたように、この名称を見たときにも、担当課のほうでもそのようなことは気にかかったところがございますので、今後、団体の名称を変えることはできませんので、周知に当たっては、配慮をするように協議をしてみたいと思います。

【久保（合）委員】お願いします。

【山口副会長】では、ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口副会長】なければ、この件も報告事項ですので、了承ということでよろしゅうございませうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【山口副会長】それでは、この件は終了いたします。

続きまして、資料62、介護支援ボランティア・ポイント事業の委託についてのご説明をお願いいたします。

【高齢者サービス課長】高齢者サービス課長でございます。よろしくお願ひいたします。

【山口副会長】どうぞ。

【高齢者サービス課長】それでは、お手元の資料番号62番、介護支援ボランティア・ポイント事業の委託について、資料に基づきましてご報告させていただきます。

条例の根拠といたしましては、新宿区個人情報保護条例第14条第1項によります。

1枚おめくりください。事業の概要を書かせていただいております。事業名といたしましては「介護支援ボランティア・ポイント事業」、担当課は私ども高齢者サービス課でございます。目的といたしましては、65歳以上の区民が、区内の介護保険施設等での介護支援ボランティア活動、または地域見守り協力員事業における活動等を行った際に、換金、または社会福祉協議会に寄附できるポイント、これを付与することにより、参加していただいた方々、高齢者の方々の介護予防、生きがづくり、こういったものにつながればということで、新規事業とい

うことで予定しております。

対象者といたしましては、介護支援ボランティア・ポイント事業の利用者。事業の内容といたしましては、こちらのほうに丸数字で三つほど書かせていただいております。一つは、介護支援ボランティア活動、これにつきましては区内の介護保険施設で、実際にボランティア活動を行った場合を考えております。2点目の地域見守りに関する活動、これはもう既に活動として行っておりますふれあい訪問、地域見守り協力員事業、社会福祉協議会に委託はしておりますが、区で行っているこの事業、それから3点目として、ちょこっと困りごと援助サービス、この事業にかかわっている方々にも、今までは無報酬ということをごさいましたけれども、このポイントの枠組みの中に取り入れていきたいということをごさいます。ポイントにつきましては1ポイント100円、年間50ポイントを上限ということと考えております。

それでは、もう1枚おめくりください。

実際の個人情報の関係でございます。

本事業につきましては、委託先として新宿区社会福祉協議会を予定しております。委託に伴い、この事業者処理させる情報項目といたしましては、住所、氏名、生年月日、年齢、性別、電話番号、振込口座情報、それからボランティアの活動状況という形になります。処理させる情報項目の記録媒体としましては、紙と電子的媒体。委託の理由といたしましては、本事業につきましては、ボランティア活動を通じて高齢者の社会参加の場を提供すること、この点につきましては、地域のボランティアの支援という点につきましては、新宿区内においては社会福祉協議会、こちらのほうが従前からやっており、経験等も豊富ということから委託を予定しております。

委託の内容としましては、三つほど書かせていただいております、介護支援ボランティア活動を希望する者への講習の実施、それから登録、それからボランティア手帳の交付、それからボランティア活動状況の管理、そして、それに基づいてポイントを付与する形の点につきましては、ポイント付与を希望する地域見守りに関する活動、及びちょこっと困りごと援助に関する活動を行う者、このものの活動状況の管理、そして、ポイントの換金、寄附に係る事務ということを行います。

委託の開始時期といたしましては、本年の4月1日から予定しております。委託に当たり、区が行う情報保護対策といたしましては、契約の際に特記事項として別紙のとおり付します。それから、社会福祉協議会につきましては、区の個人情報保護条例に準じる形で、法人独自の個人情報保護規程を持っております。このあたりにつきましては、既に区のほうでいろいろな事

業を社会福祉協議会のほうに委託等をしているかと思いますが、その中で出てきているとは思いますが、本事業につきましても同様に法人の保護規定についてを、十分遵守させるという形になります。

以上で説明は終わらせていただきたいと思います。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

【山口副会長】これも個人情報の収集ということが、事前報告の対象理由になっていますけれども、要するにこれは福祉協議会のほうで、この項目を聞き取っていただくということですね。

【高齢者サービス課長】はい、そのとおりでございます。

【山口副会長】それでは、どうもありがとうございました。

この件につきまして、ご質問、ご意見がございましたらどうぞ。

鍋島委員。

【鍋島委員】本当に前からずっと私言ってきました、このごろは生年月日ではなくて、年齢をこういう項目で、生年月日を外してくださっていることが多くなって本当によかったと思っているんです。この8回の中でも、資料59、資料61、資料63、資料64は、年齢だけなんですね。この件は、生年月日が入っていて、あとは全部年齢だけになってこのごろ本当によかったと思っているんですけれども、この件について生年月日が必要ということはどういうことなのか。やはり生年月日というのは、今は振り込め詐欺にしても何にしても、本当に消費者センターなんかもなるべく言わないようにと言っている項目ですので。

【山口副会長】課長、どうぞ、お願いします。

【高齢者サービス課長】今、委員ご指摘のとおり、確かに収集させる情報項目につきましては、必要最小限のものにしたいというところで考えております。そういった中で、今回のこの事業につきましては、65歳以上の方を対象とした事業というところで、確認の意味も含めて生年月日のほうも書かせて、収集したいというところで予定しております。

ただ、いずれにいたしましても、委員ご指摘の点につきましては、昨今の状況についても私も十分把握しておりますので、委託先の社会福祉協議会につきましても、きちんと管理するようというところで徹底していきたいというふうに思います。

【山口副会長】はい。

【鍋島委員】どうしても、今回は生年月日が必要ということですか。

【山口副会長】どうでしょうか、はい、課長、どうぞ。

【高齢者サービス課長】今申しましたような理由から、ぜひここは収集させていただけたらと

と思いますが。

【山口副会長】はい。この項目を見ますと、ほかに今の振込詐欺関係で言えば、電話番号とか、口座情報とかいろいろなものがあるので、これは結構重要な、そういう意味で言えば、この項目は全体として個人情報としては結構重要なものがあるということ意識していただきたい、こういうふうに思います。

ほかにご質問なんかございませんでしょうか。

では、私から1点ちょっと、この社会福祉協議会というのは、いろいろな区民の情報がこれ以外にも提供されているのではないかと思うんですけども、ここに処理される情報項目の記録媒体で電子的媒体というのがあるんですけども、これが向こうで個別に独立に管理されているのか、あるいは結局、一つのパソコンでどういう事業が委託されているか知りませんが、いろいろな各種の事業、五つなら五つあってその情報を簡単に結合して、何か処理できるとかそういうふうなことの危険の管理はできるのでしょうか。お願いします。

【高齢者サービス課長】このところで書かせていただいている記録媒体につきましては、紙で申請書を受け付けて、それを名簿管理する意味からパソコンに打ち込むという形になっております。そして、そのパソコンのほうにつきましては、これも私のほうも心配で、改めて向こうの担当者のほうに確認したところ、パソコンを立ち上げるにはパスワードを入れなければならないというところで、それぞれの社会福祉協議会の職員が持っているパスワードで立ち上げて、使っているということでございます。

【山口副会長】いずれにしろ、いろいろな情報があると思うので、一つずつは小さいかもしれませんが、足すと結構なものになる場合もあるでしょうから、その点の管理をぜひ区のほうでお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。ひやま委員。

【ひやま委員】すみません。鍋島委員のちょっと質問の関連なんですけど、生年月日をお聞きしますよね。65歳以上の方が対象。生年月日をお聞きして、何と確認してその人は65歳以上だということを認めるというんですか。

【山口副会長】はい、どうぞ、課長。

【高齢者サービス課長】このあたりは、社会福祉協議会のほうでは住民記録とかを見られませんが、これは何かと突合ということではなくて、出していただいたのを信用するという形になります。

【山口副会長】ひやま委員。

【ひやま委員】すみません。それでしたら、年齢でもいいんじゃないですか。

【山口副会長】課長、お願いします。

【高齢者サービス課長】ただ、このあたり、私どものほうで書かせていただいたのは、先ほども明快なお答えができなくて恐縮なんですけれども、例えば今回これは介護予防であり、生きがいつくりというところでもあります。ですから、例えば年齢65歳以上ということだけではなくて、例えば75歳以上の方だと何人ぐらいいらっしゃるのかとか、そういった点から事業の中でどういう、例えば幾つぐらいの方が、何人ぐらいボランティアとして申し込まれたかとかというところの事業運営上、いろいろ情報も得たいと思ひまして、今回こういう形で書かせていただいているというところですので、おそらく年齢だけを書いていただきますと、申し込まれたときの年齢で、例えば5年先も6年先も足していけばいいわけなんですけれども、なかなかそのあたりの管理となると、やはり生年月日から5年先、では、75歳以上の人何人いるかという点については把握しやすいのかという点から、ご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

【山口副会長】いずれにしろ、皆さんがちょっと気にされることの情報がここに入っているみたいなので、管理のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

ほここにご質問、ご意見ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口副会長】ないようでしたら、この件は報告事項、事前報告がございましたけれども、報告事項なので了承ということで終わりにしたいと思ひますが、よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【山口副会長】では、了承ということで終了いたします。

引き続きまして、資料63、ほっと安心地域ひろばの業務委託についてのご説明をお願いいたします。

【高齢者サービス課長】引き続きまして、高齢者サービス課のほうから、報告させていただきますと思ひます。

資料番号は63番、件名が「ほっと安心地域広場の業務委託について」でございます。

条例の根拠といたしましては、本条例第14条第1項によるという形になります。

それでは、1枚おめくりいただきまして事業の概要でございます。

こちらのほうの事業につきましても、新規事業ということで平成21年4月から予定しているものでございます。担当課は高齢者サービス課、目的といたしましては、高齢化率の高い区内

にありますいわゆる戸山団地、こちらのほうを場所として設定し、ひとり暮らし高齢者、認知症高齢者及びその家族、介護者等が気軽に立ち寄り、雑談や相談のできる場、こういった場をつくることにより、高齢者及び介護者の孤立を予防して、地域における区民相互の支え合いの風土をつくっていきこうというような事業でございます。

対象といたしましては、戸山団地及び周辺地域の高齢者等ということでございます。事業の内容は、大きく四つほど書かせていただいております。一つは、ほっと安心地域ひろばの開催ということで、いわゆるサロンのような場を戸山団地の集会室を使って展開すると。時期的には平成21年7月以降、月2回程度ということで、各回20名ぐらいにお集まりいただいて事業をやっていきたいというふうに考えております。

二つ目としましては、高齢者等への個別支援の実施ということで、場合によってはこのひろばにお出でいただいた方々、またそうでない方も含めて、高齢者のご自宅のほうに訪問して、いろいろな形の相談に応じるというような事業も予定しております。

そして、三つ目としましては、そういった際のスタッフ養成研修ということで、これは実施時期が5月から6月でございますけれども、地域センター会議室等を利用して、ひろばの運営スタッフということで、ひろば運営ボランティアの養成研修というのを20名規模で実施したいと。それから、認知症の高齢者、それから認知症を抱えていらっしゃる介護者の方々を支援するためのボランティア養成研修ということで、30名規模で実施を予定しております。

そして、四つ目は、こういった事業の実施報告をしていただくという形になります。

それでは、もう1枚おめくりいただきまして、実際に個人情報の動きについてでございます。

委託先といたしましては、NPO法人介護者サポートネットワークセンターアラジンということでございます。この事業につきましては、先ほどと同様、協働事業提案ということで採択された事業ということでございます。

委託に伴い、事業者処理させる情報項目といたしましては、先ほどの事業内容に対応するような形で書かせていただいておりますけれども、ほっと安心地域ひろば参加者については、基本情報として氏名、住所、性別、年齢、電話番号、それから世帯状況ということで予定しております。

2点目が、高齢者等への個別支援対象者。基本情報としましては氏名、住所、性別、年齢、電話番号、家族状況、それから介護保険情報、健康状況、相談内容と。

三つ目としましては、スタッフの養成研修の参加希望者。今度は高齢者自身というよりは、ボランティアのほうの情報になります。基本情報として、氏名、住所、性別、年齢、電話番号、

それから何か免許・資格。例えばケアマネジャー資格であったり、ホームヘルパー2級であったりいろいろな資格があろうかと思えますけれども、そういったものがあれば書いていただくと。

それから、四つ目として、そういう研修が終わった後、スタッフとして登録する際には、基本情報、それから免許・資格、それから職業・職歴、顔写真、ファックス番号、それからメールアドレス、緊急連絡先という形で出していただきたい。

処理させる情報項目の記録媒体としては紙を予定しております。委託理由といたしましては、この新宿区の協働事業提案制度、これにより採択された事業ということでございます。委託の内容につきましては、先ほど事業の概要のところでご説明をさせていただきましたその内容についての委託という形になります。委託の開始時期は、平成21年4月1日から予定しており、次年度以降も継続を予定しております。

委託にあたり、区が行う情報保護対策としましては、契約に当たり別紙特記事項というところでさせていただくと。それとともに受託事業者に行わせる情報保護対策としましては、取り扱いの責任者等をきちんと指定する。それから、収集した情報については、キャビネットに保管して施錠をしていただくというところを守らせてたいというところがございます。

以上でございます。

【山口副会長】一応、対象者になる高齢者の数というのは、どの程度を想定おられるか。

【高齢者サービス課長】このあたり、戸山団地につきましては非常に高齢化率も高いというところに出ておまして、戸山団地のところで、若干ちょっと戸山団地以外の部分もありますが、百人町三丁目、四丁目65歳以上の高齢者につきましては、約2,100人程度はいるということで予定しております。

【山口副会長】ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見ございましたらどうぞ。

有馬委員。

【有馬委員】ちょっと事業のことで、少し関連があるので。スタッフの養成研修でひろばと介護支援ボランティアの養成研修、20人、30人とあるんですが、研修を受けた後、これスタッフ登録者ということの基本情報をとる、これはこの研修を受けた人たちが大体おおむねスタッフに登録されるかどうかというのは、それはそこの登録の考え方というのはあるんですか。

【山口副会長】どうぞ、課長、お願いします。

【高齢者サービス課長】このあたりにつきましては、その研修の過程の中で、一定程度その人

柄であったり、能力、スキル、そういったものを見た上で登録するかどうかを、この委託法人のほうに判断をさせるという形になります。

【山口副会長】有馬委員。

【有馬委員】そうすると、変な話、本人がしたいと言っても、そうではないという場合もあるということですか、それは。

【山口副会長】課長。

【高齢者サービス課長】一応、ボランティアに動いていただくというのは、非常にいろいろな意味でいい面もあればそうでない面もあるかと思しますので、そのあたりはきちんと見極める必要があろうかと思しますので、それを研修の中で見ていくという形になります。

【山口副会長】はい、どうぞ、有馬委員。

【有馬委員】それを前提に、この登録者の基本情報の職歴というところがあるんですけども、これは何ゆえその登録される方の職歴が必要になるのか。

【山口副会長】課長、どうぞ。

【高齢者サービス課長】このあたりは、私どもで想定しているのは、例えば介護事業者として、例えばヘルパー経験があるとか、ケアマネジャー経験があるとか、そういったところをみたいという部分もあります。

【山口副会長】どうぞ、有馬委員。

【有馬委員】では、そういう職歴を見て、そういうことのもとに、情報としてもっといかせる形をつくるとか。だから、その職歴によって、何かをとということはないわけですね。そういう意味ですね。はい、わかりました。

【山口副会長】よろしゅうございますか。つけ加えることはないですか。

はい、では、あざみ委員、どうぞ。

【あざみ委員】事業内容のところ、高齢者等への個別支援の実施というふうにありますけれども、これは本人からの求めに応じるのは当然ですけども、それ以外の例えばご近所の方で、あの方のところに行ったほうがいいんじゃないかとか、そういうことでも対応される内容ですか。

【山口副会長】課長、どうぞ。

【高齢者サービス課長】このあたりにつきましては、まだ、明確にどちらという形でははっきり決めてはいませんが、まず初めは、やはり手挙げ方式で、ご本人からご要望があったときには行くというのを基本としてスタートして、あとは状況を見ての判断という形になろうかと思

います。

【山口副会長】 あざみ委員。

【あざみ委員】 それで、その対象者ですね。個別支援の対象者の家族状況、介護保険情報、健康状況というのは収集対象になっていますけれども、これあくまでもそうすると相談したいという方から、直接その方に聞くという聞き取りということでもよろしいわけですか。裏づけを区から取るということではないですね。

【高齢者サービス課長】 これは、あくまでも個人情報の収集は本人収集が原則ですから、その原則を守りたいと。それで、特にこういう委託事業については、そのあたりはきちんと守る必要があるかと思しますので、そういった形でやりたいと思っております。

【山口副会長】 はい、どうぞ。ほかに。

林委員。

【林 委員】 モデルケースかどうかなんですけれども、どうしてこれはこういういい事業だと思われるんですけれども、戸山団地内だけなんですか。それともモデルケースなのか、とりあえずちょっとその辺を。

【山口副会長】 課長、お願いします。

【高齢者サービス課長】 この事業自体、協働提案ということでこのNPOからの提案という内容になっております。また、戸山団地というのは、非常に区内の中でも高齢化率が高い。先ほどの百人町三丁目、四丁目と言いましたけれども、百人町四丁目がほぼ戸山団地全域に入っていますけれども、そこで言うと高齢化率はもう5割を超えているということで、非常に高いところから、場所的にもここで事業をやっていただくのがふさわしいだろうということで、この場所になったということでございます。

【山口副会長】 林委員。

【林 委員】 そうすると、何でそういう統計というとおかしいですけれども、一応そんな数字が出ているものだから、一番多い効率のいい場所で戸山団地内だといろいろなものがあるということだと思えますけれども、ただ、各新宿区の地区協議会の皆さんがいろいろこういうようなことにボランティアのあれでやられていたとか、その他、ほかの地域でも例えば社会教育会館、今の生涯学習会館の中のことぶき館とかありますけれども、ちょっと私がピンとこないのは、この戸山団地内だけでこういうお年寄りが集まる集会をされるみたいなものというのは、今後もここだけですか。

【山口副会長】 はい、課長、どうぞ。

【高齢者サービス課長】このあたりにつきましては、今後、高齢化率の高い団地というのはほかにも地区がありますし、団地だけではなくて地域的なものでもありますので、ここでの状況を見ながら、やはり必要なものは全域的に広げていく必要があろうというふうに思います。また、そのときに全域的に広げていくときに、必ずこの協働事業提案という仕組みだけでやるのではなくて、また、違った形もありますし、現にふれあいサロンという仕組みがありまして、こういう事業を展開している地域といますかそういうところもありますし、そういった目でいろいろな手法を含めて、やはり区内全域にこういう高齢者を地域全体で見守り、支えていくような取り組みというのは必要だろうという認識があります。

これは、今までやったことのない形ですけれども、最初ですのでこの団地でやらせていただくという形でございます。

【山口副会長】よろしいですか。

ほかに。

深沢委員、どうぞ。

【深沢委員】このNPO法人のアラジンさん、この事業者は、ほかのことか何とかでこういう経験があるのでしょうか。

【山口副会長】課長、どうぞ。

【高齢者サービス課長】このアラジンにつきましては、かなり全国的にも活動している団体として、特に認知症高齢者、それから認知症の家族を支える活動ということでは、かなり活発に活動されているということで、日刊紙等でも認知症のシリーズがいつか連載されていましたけれども、そういった中でも結構取り上げられているような法人ということで、23区の中でも、例えば港区でもセーフティネットワークづくり事業等を展開していますし、杉並区でもゆうゆうまはし館といたしまして、いわゆる新宿でいうことぶき館のような館ですけれども、その管理を受託したりということで活動している団体でございます。

【山口副会長】はい、どうぞ、深沢委員。

【深沢委員】これ、今、認知症がご長寿社会になったものですから、認知症の方々が非常にふえているんです。これはアラジンさん、そういう全国的なネットワークをお持ちだったらばこういう事業もできると思いますし、また、新宿区としても精いっぱいどうかサポートしていただくように、よろしくお願いいたします。

【山口副会長】よろしゅうございますね。

ほかにご質問、久保委員。

【久保（合）委員】2ページ目に事業の概要というのが書いてあるんだけど、何か半生を食べさせられて、消化不良を起しそうなあれなんだけど、1のほっと安心地域ひろばの開催時期に、7月から月2回と書いてある。2のところの実施時期も7月からひろばと書いてあるね。終わりが書いてないですね。翌年の3月なんだろうと思うんです。僕が読めば、議員だったら多分わかるわね。計18回とか、作成時期が最後に3月と書いてあるんだから、多分終わりは翌年の3月だろうと思うんです。何でその明確にしないのか。というのは、委託は4月から翌年の3月まで、事業のほうは7月から始めるとだけ書いて、ひとつも終わりを書いていない。何か消化不良を起しそうなんだけど、何でなの。

【山口副会長】課長、どうぞ。

【高齢者サービス課長】大変恐縮でございます。開始の時期は明快に書かせていただいておりますけれども、終わりは年度契約ですので3月ということで予定しておりますけれども、次年度以降もこの事業については継続していきたいということもありますので、別紙のところでは次年度以降継続を予定ということで書かせていただいているという状況でございます。

【山口副会長】久保委員。

【久保（合）委員】それは個人情報の問題ではないから、事業実施の問題だからいいと思うんですけれども、やはり委託の契約を4月から3月まで12か月しているわけです。事業自身も明確にしておかなかつたらいけないと思います。幾ら、来年度以降もやるといったって、終わりのあれを明示しない事業って、ちょっと考えられないと思うので、これは個人情報の審査とは別だから意見だけにしておきます。

【山口副会長】ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口副会長】ないようでしたら、これも報告事項でございますので、了承ということでよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【山口副会長】では、これをもってこの件も終了いたします。

ご苦労さまでした。

次に、資料64、働く人のメンタルヘルス事業の委託についてのご説明をお願いいたします。

【保健予防課長】健康部保健予防課長の福内です。よろしく願いいたします。

それでは、資料64をごらんください。

件名は、「働く人のメンタルヘルス事業の委託について」でございます。条例の根拠は、事

前報告第14条第1項で個人情報の収集に伴う委託等でございます。

それでは、事業の概要をご説明いたします。

次ページをお願いいたします。

この事業の目的ですが、うつで休職中の方が今ふえているということで、それらの方々の職場復帰を支援するということと、中小企業の事業主を支援することで、疾病の理解や再発防止を図ることの2本立てになってございます。そういう意味で、対象者が一つはうつ病で休職中の方、当事者、それともう一つが区内の中小企業の経営者や労務担当者等ということになってございます。

事業の一つ目の当事者対象の事業でございますが、三つございます。まず、うつ病の対策講演会で、50名程度の講演会です。病気の理解、復職についての準備について、年に2回実施いたします。この講演会后、②のリワーク講座、職場復帰を目的としたグループワークでございます。当事者、講演会に出席をされた方の中で、希望される当事者20名程度を対象としたもので、5回シリーズで年2回実施いたします。③の個別相談ですが、リワーク講座を終わられた後、復職した当事者ですとか、うつ病を持ちながら就労されている当事者に対しまして、仕事上の相談を中心とした個別相談ということになります。2週間に1日開催をするもので、大体1回当たり3名ぐらいということで考えてございます。

もう一つの柱、2、中小企業の経営者、労務担当者対象の事業でございますが、まず、うつ病対策講演会は、中小企業の経営者や人事労務担当者50名程度を対象に、うつ病の正しい理解や、うつ病を持つ従業員への対応の仕方についての講演会を実施いたします。年に2回です。この講演会の後、個別労務相談は、うつ病を持つ従業員への対応に苦慮している管理・監督者などを対象とした個別相談でございます。こちらが2週間に1回開催です。1回当たりやはり3名程度のご相談を考えております。③メンタルヘルス出張講演会です。こちらは中小企業のほうからご依頼があったときに、従業員の方を対象にメンタルヘルスの重要性やその普及啓発のための講演会を企業の近くの会場へ出向いて行って実施をするものでございます。1年間のスケジュールは、この表に示したとおりです。

次ページをおめくりください。

個人情報の内容、委託先等でございますが、まず、委託先は特定非営利活動法人ストローク会でございます。こちらの会は、新宿区を主に拠点といたしまして、20年近く精神障害者の就労の支援をしてきた実績をお持ちのNPOでございます。協働事業の提案で、やはり採択されたものでございます。

委託に伴い、事業者処理させる情報項目でございます。まず、うつ病で休職中の当事者対象事業でございますが、まず、講演会は広報等で周知をしまして、希望された当事者の氏名と住所でございます。②リワーク講座ですが、こちらも希望された当事者の氏名、性別、年齢、住所、電話番号、職業、病名でございます。③個別相談ですが、こちらも希望される当事者の氏名、性別、年齢、住所、電話番号、職業、病名、治療状況、面談記録ということで、それぞれの相談に必要な情報を収集するというにしております。処理させる情報項目の記録媒体は紙でございます。

委託理由と内容は、先ほどご説明をしたとおりで、委託の開始は平成21年4月1日からで、先ほどのこれまでの協働事業と同様で、評価によりましては来年度以降も継続する可能性があるということで、以降継続となっております。

委託に当たりまして、区が行う情報保護の対策は、別紙の特記事項を付すことにあわせて、取扱責任者と取り扱う者をあらかじめ指定すること、また、紙媒体でございますが、個人情報については、施錠できる金庫に保管することでございます。

もう1枚おめくりください。

もう一つの事業の柱の中小企業の経営者、労務担当者対象の事業についてでございますが、委託先は同様です。情報の内容につきましては、事業者名、住所、電話番号、経営者、労務担当者の氏名、企業のファックス番号、面談記録でございます。やはり記録媒体は紙でございます。

以下については同様でございます。

ご説明は以上でございます。

【山口副会長】はい、わかりました。

ありがとうございました。

何かご質問かご意見ございましたらどうぞ。

では、私からちょっと。これも継続となっているんですが、継続で毎年同じようなことをおやりになるのかなと思うんです。これ要らなくなったものは、廃棄のことはどういうふうにご考えておられますか。

【保健予防課長】まず、事業についてですが、協働事業としては単年度契約で、評価により継続する可能性があるとするならば2年間ということになると思います。その後の継続、あり方は区としても必要であれば検討するということになります。また、事業で使われた紙媒体の情報でございますが、終了後は区へ提出していただくということを考えてございます。

【山口副会長】紙媒体そのものを提供して、もとの電子データを……。

【保健予防課長】紙媒体そのものを提供していただくということを考えております。

【山口副会長】わかりました。

ほかにご質問。

林委員。

【林 委員】これ、ここのところでご本人がいろいろ自助努力した結果、就職をされている方が多いんだろうと思われそうですけれども、ここの4ページのところにも委託の内容を見ると、この行政のここの文書を見ると、対応の仕方等の中小企業その他の皆さんに支援をすることと書いてあるんですけれども、この問題の支援というのはちょっと微妙な意味があるので、どういう支援かなと思うんですけれども。要するに定期、あるいは非定期の方を企業が採用しようとする場合の人事担当者は、やはり相当の特に非定期で定期でないわけですから、相当な人事調査をそれなりきの機関にかけてするんだろうと思われそうですけれども、そのときに当然、ここのところに、この人はどういう、おそらく病歴というふうにとるだろうと思われそうですけれども、そのときにこの病歴等のあれをもし求められたときに、このストローク会が拒絶できるのかどうかと。

ところで、ここでは支援とありますので、とりようによってはこの方は実はうつ病で、こんなような状況でしたというようなことを、個人情報の中でも知られたくない部分のところを開示してしまう可能性がある。私もこれを家で読んでみたんですけども、この特記事項で見ると微妙なんですけれども、3ページは、第三者に提供をし、もしくは使用させてはならないとあるんですが、この提供という意味が非常に問題で、口頭によるヒアリング等のあれが果たしてヒアリングに対応した場合は、これが提供とみなされるかどうかだけでも、要するに私としてはこれは情報提供ということになると、ヒアリングもここのところでは本来してはいけないということだと思われそうです。ただし、行政のこの文書を見ると、支援をしたいというふうに書いてありますので、積極的にいいよという形にもしなるとすると、よかれと思ってやったことが、結果的にはその人に手かせ足かせとなってしまう可能性も、うつ病の患者だったんだというようなことが、ここで開示ということは考えられなくもないので、やはりきちんと指定したあれがあったほうがいいかなとも思うんですが、どうでしょうか。

【山口副会長】どうぞ、課長。

【保健予防課長】当事者対象の事業と、中小企業の経営者、労務担当者の事業は、リンクはしてございません。中小企業の経営者、労務担当者の方たちというのは、例えばご自分の会社の中に休職されている従業員の方がいる場合、その方にどのように復職してきたときに支援をす

ればいいのかとか、お休みの間、どういうサポートをしたらいいんだろうかというところが、中小企業の場合、なかなか産業医もいらっやらないという中で、対応がわからないところを支援いたします。当事者向けの相談の中の特定の個人について、この方はうつ病だからどうしたらいいですよというようなことをご紹介したり、もしくは請求されて開示をしたりというようなことをするものではございません。

【山口副会長】林委員。

【林 委員】ストロークさんという会社の性格は、これは一般的な医務室を意味する部分があるんですか。企業内における医務室的な。

【山口副会長】課長、どうぞ。

【保健予防課長】ストローク会ですが、こちらは先ほど申し上げましたように、20年余り、精神障害者の就労に関してかかわりを持ってきたNPOということで、先駆的にいろいろな訓練事業ですとかそういうものをされております。ですので、今回、この事業を実施するに当たっても、このストローク会の中に心理職の方ですとかいらっやいます。また、専門医として精神科医を講師としてお招きして、ご相談を受けていくというような形でございます。

【山口副会長】どうぞ、林委員。

【林 委員】そうすると、大きく大別して二つ考えられますけれども、基本的にはこの第三者に外部からの就職、要するに情報提供的なことの行為は、ストロークはしないということですね。

【保健予防課長】はい、しません。考えておりません。

【林 委員】わかりました。

【山口副会長】よろしゅうございますか。

ほかに、久保委員。

【久保（合）委員】休職中の人の職場復帰ということが一番主眼なんですけれども、何でうつ病だけなんですか。ほかの病気はだめなんですか。

【山口副会長】どうぞ、課長、お願いします。

【保健予防課長】現在、就労も既にされていて、実際に休職をされている方で、一番大きな精神的な疾患というのがうつでございます。当然、例えば統合失調症などの病気で就労を目指しているという方もいらっやいますけれども、それらの方たちは、いろいろな事業所で訓練をしていただくことが必要になります。ですので、病気によって、やはりそれぞれ訓練をしたり、病気のとらえ方というのを少し直していったりということで特性がありますので、うつに今回

は対象を絞って実施をするというものでございます。

【山口副会長】久保委員。

【久保（合）委員】うつ病というけれども、そうもあるんだよね。そううつ病とって、双極性障害と言われて、うつ病だけだったら単双性障害、多くの人うつ病と言われていても、みんなそううつなんです。日によってそうになったり、うつになったり。そしてうつの方が何か重く感じるからうつ病、うつ病と言うんだろうけれども、やはり大体そううつが普通なんだけれども、うつだけの人もある。だから、双極性障害並びに単極性障害と分けているわけけれども、やはりこういうときは明確に僕はうつ病と簡単に通例言われているところに片づけるのではなくて、やはり病気なんですから、医学的にきちっとそううつの人たちが対象であるべきだと思うんです。そういう点の専門家の課長、どうでしょうか。

【山口副会長】課長、お願いします。

【保健予防課長】うつということで一応募集はいたしますが、当然、今、お話のとおりそううつの方も入ってくると思いますので、一応そううつというところを中心にさせていただくことで、事業は組んでおります。

【山口副会長】ほかにご質問、ご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口副会長】なければ、これは報告事項ですので、了承ということにしたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【山口副会長】では、これをもって終了といたします。

続きまして、資料65、がけ及び擁壁の点検調査・安全化指導業務委託についてのご説明をお願いします。

はい、どうぞ。

【建築指導課長】がけ及び擁壁の点検調査・安全化指導業務委託についてでございます。

条例根拠は、第14条第1項重要な個人情報の提供等を伴う委託でございます。

次のページをごらんください。

目的のところでございます。最近、頻発するゲリラ豪雨とか、それから台風、長雨、または地震などにより、がけ等の崩壊が心配されていることから、区内に数多く存在するがけ、擁壁について点検調査及び安全化の啓発指導を行うものでございます。

対象者は、区内のがけ及び擁壁の所有者等でございます。事業の内容は、がけ及び擁壁を現

地で点検調査する。2点目が、現地での点検調査時に、関係者に対して安全化への啓発指導を行う。それと調査結果をデータベース化する。点検調査・安全化指導の件数は、平成21年度は約1,300件を予定しています。これは調査箇所でございます。計画としては、3年計画で平成22年度が1,300件、23年度が1,300件で合計で約3,900件を行いたいというふうに考えてございます。

次のページをごらんください。

提供する情報等でございます。まず、区保有情報とそれと、まず委託先につきましては、平成21年度プロポーザル方式により業者を選定したいと考えております。

次に、記録媒体でございます。区保有情報については、紙及び電磁的媒体、ハードディスクでございます。提供情報についても同様でございます。保有している情報の項目につきましては、がけ及び擁壁の所有者等の住所、氏名、それとがけ、擁壁等の規模調査表、判定とか所見などがございます。提供する情報についても、同様なものがございます。

それと、委託の理由等については、先ほどの目的のところと同じでございます。委託の内容につきましても、前ページの事業内容と同様でございます。委託の開始時期及び期限につきましては、本年5月中旬から来年度末3月中旬まで行いたいと考えております。

委託に当たり、区が行う情報保護対策については、契約に当たり、別紙の特記事項を付す、及び業務終了後は提供した情報を返却させるとしております。あと、受託業者としての情報保護対策につきましては、1点目が取扱責任者及び取り扱う者をあらかじめ指定していただきたいと考えております。また、提供された情報は、施錠できる金庫等に保管するように行ってもらいたいと考えてございます。

以上で説明を終わります。

【山口副会長】ありがとうございました。

何かご質問、ご意見。

有馬委員。

【有馬委員】ちょっと1点だけ。この記録される媒体のそのほか、これ括弧はしているんだけど余白になっていますね。何も入っていないんですが、これはもともと何かがあるとか、どういう意味ですか、これ。両方とも余白になっているんだけど。何もないのであれば、その他だけでいいと思うんですが。

【山口副会長】課長、お願いします。

【建築指導課長】要は、平成3年から6年にかけて調査をやっているんですけども、それがま

ず紙ベースになっていまして、あとそれを昨年電子データ化していましたので、その二つを提供するというごさいます。その他についてはない。

【山口副会長】これは、要するに定型用紙で、「その他（）」という記載欄ができていて、それがコピーされちゃったから。

【有馬委員】書式のそれだけのことですか。ちょっと紛らわしいのでね。それ以外にも何かこちらで提供して、媒体としてあるのかどうかみたいな感じに受けるのでね。

【建築指導課長】すみません。四角で囲ったものが対象という。

【有馬委員】そうですね。

【山口副会長】抹消ですよ、右側は。

【有馬委員】こうなっていると、ちょっとややこしいので。

【建築指導課長】失礼しました。

【山口副会長】では、何かほかにご質問、ご意見ごさいますか。

よろしゅうごさいますか。何か補充説明がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口副会長】それでは、よろしゅうごさいますか。

では、本件は了承ということで終わりにいたします。ご苦労さまでした。

続きまして、資料66、新宿区立学校イントラネットシステムの構築についてのご説明をいただきます。

これは……。

【区政情報課長】すみません。教育指導課長ですが、今参りますので少しお待ちください。

【山口副会長】何か補充説明ごさいますか。

【建築指導課長】すみません。ちょっと私のほうの記載の手違いがありまして、最後から2枚目の……。

【山口副会長】資料65の件でいいですか。

【建築指導課長】資料65の3ページ目なんですけれども、委託及び開始時期及び期限なんですけれども、これ平成21年度分だけの記載をしてしまいまして、「21年5月中旬から22年3月中旬まで」としてあるんですけれども、事業期間が3年なものですから、「3年間の継続」ということとお願いしたいと思います。大変申しわけありませんでした。

【山口副会長】その後、継続ですね。

では、それは上との整合性の問題ですので、先ほどの了承ということによろしいですか。

では、何か教育指導課がお見えになる前に、何かこの審議会について、ご意見でも、ご発言でもあれば今の中に聞いておきますけれども。

【事務局】すみません。それでは、事務局からちょっとお話をさせていただいていいですか。

【山口副会長】お待ちしております。

それでは、資料66、新宿区立学校イントラネットシステムの構築についてをご説明願います。

【教育指導課長】教育指導課長でございます。

それでは、この件につきまして、ご報告申し上げます。

まず、事業の概要をごらんいただきたいと思います。

目的でございますけれども、教員が子どもと向き合う時間の確保を図るため、学校イントラネットシステムを構築し、ITの活用により、教員の事務負担軽減を図るというものでございます。その二つ下の欄の事業内容でございますけれども、簡単に申しまして、役所の職員と同じように、教員一人ひとりにも、1人1台のパソコンを提供し、校務処理の効率化を図って、教員が子どもと向き合う時間を確保するとともに、教員のIT活用能力の向上を図ることで、わかる授業を実現し、子ども一人ひとりに確かな学力の育成を図るというものでございます。

次のペーパーをごらんいただきたいと思います。

別紙、個人情報処理システム開発・変更関係というものでございます。

登録業務の名称でございますけれども、校務事務の処理でございます。その下の欄でございます。記録される情報項目でございますけれども、個人の範囲といたしましては、児童、生徒、保護者、教職員、学校運営協力者でございます。この学校運営協力者でございますけれども、学校には今現在、地域のさまざまな方、ボランティアの方、あるいはスクールコーディネーターの方等々が来てくださっております。そのような方すべてを含むものでございます。

記録項目でございますが、別紙記録項目のとおりと書いてございます。その下2枚下をごらんいただきたいと思います。別紙電算開発、記録項目というペーパーを差し込ませていただいております。実はこれにつきましては、過去に当審議会でも業務登録をさせていただいているものでございます。そのすべてということでございます。今現在、私どものほうでさまざまな業務の中で、イントラの中に入れている情報以上のものを、今後、記録するというのではなく、マックスそれと同じままであるということでございます。

また、お戻りいただきたいと思います。

記録するコンピュータでございますけれども、データセンター内の校務支援サーバーでございます。これにつきましては、下から3段目の枠をごらんいただきたいと思います。新規開

発・追加・変更の内容のところでございますけれども、データセンターでございますけれども、耐震、耐火、そして防火対策が十分であるということ、そして厳重なる入退室管理が実施されており、第三者の不正侵入、不正操作が防止されるということ、それとサーバの常時監視、24時間、365日の有人警備が実施されるといったことでございまして、このようなところでのサーバを管理することを考えてございます。

今後、このようなサーバを管理するに当たりましては、次のペーパーでございますけれども、本区のこの個人情報にかかわる特記事項のもとで契約に当たっていかうと思っているところでございます。そして、一番下のペーパーをごらんいただきたいと思います。図で示しているものでございますけれども、まさに教員1人1台パソコンを配備いたしまして、イメージといたしますと私どもの役所の中のイントラパソコンと同じようなパソコンとっていただければいいと思います。データセンターの中にはさまざまな情報がございます。

上の段でございますけれども、個人情報ありというものもございまして、全く個人情報にかかわっていない情報もございまして、さまざまなすべての情報について、下の点線の中でございまして、職員室で教員がアクセスをすることができる。そして、入力することができるというものでございます。この職員室というところの欄の中の一番下のところに、人の上半身とパソコン、そしてその横に不正接続防止、情報持ち出し禁止と書いてございまして、私どものイントラパソコンでもUSBがもう差し込めない状態になってございまして、今考えておりますのも、この校務支援システムにつきましても、USBを差し込むことができない。つまりは、もう基本的に持ち出すことができない環境であるということでございます。

また、基本的にこれは安全な専用回線につながっておりますけれども、当然、外部からホームページ等々でアクセスされることが考えられます。これは右上のところの図でございますけれども、しかし、それにつきましてもファイアウォールで不正侵入を防止するという、また、学校職員もインターネットで、自由に、何でも、どのサイトでも渡れるかといいますと、それは私ども今はイントラパソコンでもそうですけれども、制限された環境の中でインターネットに接続することができる、そんなようなことになっているものでございます。

なお、一番右上、データセンターの中であえて個人情報あり、個人情報なしとさせていただきますのは、実は昨年7月14日の当審議会において、区内の区立学校職員の個人情報の流出事故について報告させていただいた折にも、やはり教員というその職業柄、どうしても職場だけでは仕事ができないものがあるといったような、そんなお話もさせていただいたかと思えます。これにつきましては、今現在でございますけれども、考えている環境とすると、例えばキ

ーとしてUSBキー、情報が入っているものではなく、あくまでもキーとしてのUSBを学校に保管しておいて、そして、教員がどうしても職場で仕事をしていたその続きを、どうしても自宅でしなければいけないといったようなことが生じた場合には、管理職、校長、副校長の承認を受けて、そのUSBキーを借りていく。そして、自宅に行き、USBキーをまず差し込まなければそもそもアクセスできない。そして、キーを差し込んだ後、自身のパスワードを入力することで、初めてデータセンターの中でもこの個人情報がないところのみに接続ができる。

そしてまた、接続して画面を見ることができたとしても、そこでは打ち込むだけであって、保存はすべてまたこのデータセンターの個人情報がないサーバに返ってくる。つまり、ご自身のパソコンには一切何も残っていない。そして、ご自身のパソコンではプリントアウトもできない、そんなような環境を検討しているところであります。ただし、私どもが今現在把握している範囲内では、そんな環境が大変セキュリティが保たれる、確保されるものだとして認識しておりますけれども、今後もし導入となりましたらば、あと半年後くらいになりますので、そのころにはまた、どんなより厳密なセキュリティが担保されるシステムができるかどうかわかりませんので、そのときの最高のセキュリティが保たれる、そんな環境を確保したいと思っておりますのでございます。

なお、最後になりましたけれども、昨年度のその7月14日の折に、今年度はまだこのような環境を提供することができないわけであって、学校に対してどういう対策をとるのか、その後の報告をすること、それと当該職員のその後の東京都の職員でございますので、処分措置関係がどのようになったのか、それを報告するようにというそんなご指摘もいただいたかと思っております。

最後に、ちょっと今回の件とはずれますけれども、重ねてこれも若干つけ加えさせていただきます。

学校職員につきましても、区の規定どおりにすべての個人情報は学校の外に持ち出すことはできない、これはもう従来と全く変わらないところでございます。重ねまして、本区小・中、養護学校を合わせまして41校ございますけれども、そのうちの3校につきましてはすべてにおいて、いわゆるすべてと言いますのは、個人情報ではないものということの意味を意味しますが、個人情報ではないものも含めまして、一切の情報の持ち出しを禁止してございます。そうしますと、では仕事をどうするのかといったことになりますけれども、要は職場で仕事をして、引き続いて自宅ですということではもうできないことになります。ですので、例えばあしたどうしても授業で使わなければいけない、授業ノートをつくらなければいけないというようなと

きには、職場でつくることもできますし、また、自宅でそれをつくります。つくったらば、自宅でそれをプリントアウトして、そして、それを持っていくだけということになります。ですから、引き続いた仕事はできない、そんなような環境にしているところが3校ございます。

残りの38校につきましては、原則一切持ち出し禁止ですけれども、どうしてもやむにやまれない状況のもとで、個人情報ではないものを持ち出さなければいけない場合は、校長、副校長の了解を得て、すべて主に副校長でございますけれども、一人ひとり登録しまして、記録をしまして、USBを持ち出させる。当然、それに当たりましては全校学校の鍵のかかるロッカーの中に保管をしてございます。そして、一人ひとり渡して持ち出させる。持ち出すに当たっては、どのような情報が入っているかというのを確認をするといったところでございます。

なお、その38校のうち5校につきましては、学校独自にパスワードを入れなければ開くことができないUSBを購入して対応しています。また、4校につきましては、指紋認証を加えたUSBを提供して対応してございます。また、教育委員会でございますけれども、間違いなくそのような環境のもとで、個人情報が扱われているということを確認するために、各学校に指導主事が学校訪問を行っておりますけれども、学校訪問のたびに、副校長のところへ行きまして、実際のその処理の、そしてまた、ロッカー等々の確認をしているといったところでございます。

申しわけありません。最後に、その処分措置関係でございますけれども、その後、私どもとするとやはり個人情報の流出があったということで、都に対しましては事故報告をいたしました。ただし、結果的には都のまさに個人情報の規定と区の規定が違うございます。その規定の中で、いわゆる処分内容に当たらないというような判断のもとで区に戻されました。そこで、私どもとしますと、やはり今回の件において、7月にご報告させていただいた件におきましては、一つには副校長、校長の了解を得ていなかった。持ち出しに当たって得ていなかったというその持ち出しの規定違反であったということと、もう一つは、全く個人情報ではないものを持ち出そうとしたときに、実は学校名と生徒の名前が入ったものも加わっていたという、そういう二重のミスがあったということでありましたので、私どもとするとこれは嚴重注意に値するというので、教育委員会に呼びまして嚴重口頭注意を与えたといったところでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

【山口副会長】ありがとうございました。

何か、ご意見、ご質問、どうぞ、ひやま委員。

【ひやま委員】すみません。ちょっと余り理解ができなかったんですけども、システムにつ

いてまずお聞きしたいんですが、データセンターで一括管理、記録をするということなんですが、このデータセンターのコンピュータが、いわゆるホストコンピュータという認識でよろしいんですか。

【山口副会長】課長、お願いします。

【教育指導課長】そのとおりでございます。

【山口副会長】どうぞ、ひやま委員。

【ひやま委員】データセンターは、どちらに設置されるんですか。

【山口副会長】課長、お願いします。

【教育指導課長】それはまだわかりません。仮に決まったとしたときに、都内の恐らく某所ということになるんだと思いますけれども、それにつきましては多分、セキュリティ上ということで明らかにできないということになっているものでございます。

【山口副会長】はい、どうぞ、ひやま委員。

【ひやま委員】そうすると、ホストコンピュータで、あと各41校のパソコンがLANで専用回線につながっているということだと思えるんですけども、その学校、ほかの学校のデータとか何かというのは見ることはできるんですか。

【山口副会長】どうぞ、課長。

【教育指導課長】その点につきましては、例えば私どもも今、データはすべてサーバにございますけれども、課長級が見られるもの、教員が見られるものいろいろ別々でありますし、他の課については見ることはできないといったところがございますので、今おっしゃられた点でいきますと、各学校間を見ることはもちろんできません。また、学校の情報すべてと言いましても、校長は基本的に多分全部見ることができる環境になるのではないかと想定されますけれども、副校長、主幹、主任、教諭で当然見られるものは制限されますし、基本的には自分の業務に関するものしか見られないといったものになると思われま。

【ひやま委員】ということは、ホストコンピュータになっても、もうその決まったものにしかアクセスができないと。LANでほかを見ることはできないという認識でよろしいわけですね。

【教育指導課長】はい。

【山口副会長】ほかに。

鍋島委員。

【鍋島委員】今、何かちょっとお聞きしていてわからなくなたのは、パスワードはだれとどこがあります、どことどこがあまりすとかおっしゃったんですけども、これを開くときには、

必ずその個人にパスワードは絶対に全体にあるわけですね。あるんならよろしいんです。

【山口副会長】ほかに。

それでは、あざみ委員。

【あざみ委員】先ほど、学校間では見ることはできないということがありましたけれども、それはそうすると、教育委員会でそのような形にするということによろしいわけですね。それから、学校内でも、自分の業務以外の人のものは見られないと、そこはそれでいいんですか。

それと、これが教育委員会が全部ここに書かれている項目を記録項目、この図で言うと黒丸のところですね。こういうものをすべて見るということになるのでしょうか。

【山口副会長】どうぞ、課長、お願いします。

【教育指導課長】基本的には、教育委員会で今後、いずれかのセクションのいずれかの者が管理をしていきますので、そういう環境にはなると思います。ただし、今の例えば本役所のイントラでも、管理しているものはだれかしらもちろん見るんだと思いますけれども、私どもも要は業務すべて見られるわけではありませんので、すべての教育委員会のものが、すべてのものを見られるということは絶対ないわけでありまして。かかわった、例えば私指導課長であれば、かかわったものしか当然見ることはできないという環境にはなります。

【山口副会長】はい。

【あざみ委員】そうあらなければいけないと思うんですね。これだけの膨大な個人情報、しかも結構センシティブというんでしょうか、教育相談記録、生活相談記録とお子さんの内容ですから、そういうものが全部データに載って、イントラに載って見られるということになるわけで、それが、だれが、どこのセクションの人が見ることができるのかというのが、きちんとしていただかないと困ると思うんです。ただ、名前や性別、基本情報みたいなことは、ここまではこの程度の人は見られると。でも、ここはこの人しか見られないとか、そういうことまできちんとちょっと明示をしていただかないと、これを見たときに、ここまでの情報が教育委員会のイントラに載るのかということで、私はちょっと個人情報の量、質的なものも含めて大きいというふうに思っているんですけれども、その辺はいかがですか。

【山口副会長】どうぞ、課長。

【教育指導課長】それにつきましては、今後、まさに本区の情報政策課の考え方に基きまして、より本当にまさに厳密に、私ども教育委員会にとりましても、自分の業務にかかわるものしかアクセスできない、当然それはそのとおりです。もちろん、管理する、だれかしらはあるんだと思いますけれども、それは全くその仕事でありますので、おっしゃったことにつき

ましては、十分な内部でのセキュリティも担保していきたいと思います。

【山口副会長】すみませんけれども、これは新宿区の話ですけれども、ほかの23区とか全国的なことでもいいですが、その関係ではどんな実施状況なんでしょうか。

どうぞ、課長。

【教育指導課長】まず1人1台のパソコンを提供しているところは、都内の中でもまだ……。今、確認しましたら1人1台のパソコンが入れているのは、箱として提供しているといったところは7、8割都内はあるということのようです。ただし、いわゆる箱として、打つだけのものであって、情報を共有していないようなシステムが大半でありますので、このような校務支援システムという形で展開しているのは、まだ数区市。数区市というのは、本当に五つあるかないかぐらいであると認識をしております。

【山口副会長】ほかにご質問。

あざみ委員、どうぞ、続けてください。

【あざみ委員】今後、そういうことをいろいろ決めていくんだということなんですけれども、ちょっとその決めたことが、ここに私は出てこない、これだけ膨大な個人情報はどこまで流れていくんだということが、きちんとわかった上でないと、私はちょっと非常に不安な部分もあるんです。そういう意味では、もちろん教師が1人1台パソコンを持って仕事をするのは、もう当然だというふうに思いますし、それから、イントラネットでつながることで効率化する部分もあるだろうというのもわかるんですけれども、ただ、それと引きかえに、これだけの子ども、また保護者の、それから、学校の協力者というと相当地域的には広く膨大な人数になりますし、そういう方たちの情報がだれが、どこまで管理するのかというのが、ちょっと明示されないと、私としては今回了承ということには難しいなというのが正直なところなんです。

【山口副会長】ちょっと待ってください。実はもう4時ということで、一応予定の時間を過ぎちゃったんですね。それで、ほかの方のご質問もあるかなということと、今のちょっとこれがかいですね、聞いていたら。ご質問他にあるかなという気もするし、何か、こんなにかいことをこんなに時間がなくなっちゃったから決議というのも、ちょっと気持ちが悪いなという気がするんですけれども、事務局のほうですけれども、これ今度決めました3月25日の会議ではまずいですか。

担当者の課長、どうですか。3月25日にこの審議会では、時間的に間に合わなくなることがございますか。

【教育指導課長】予算の問題があるので。

【山口副会長】では、すみません、よろしいですか。皆さん、ご協力いただいて、ちょっと早めに審議を進めてみまして、だめなら、いざとなれば反対意見を記載した上で決議をしますので、ちょっとほかにご質問ご希望の方、意見。

久保委員、どうぞ。

【久保（合）委員】インターネットはどうなっているんですか。簡単でいいです。先生が利用できるのかどうか。

【山口副会長】はい、どうぞ。

【教育指導課長】教員はできますけれども、基本的にはすべてのサイトに入ることはできません。いわゆる教育的な限られたサイトにしかつながらないようにいたします。例えば、私どもも今、すべてのサイトに入ることはできないんです。画面がこれは使えないというそんな画面が出るようになってはいるんですけれども、同じように限られたサイトだけにすることが可能でございますので。

【山口副会長】どうぞ、久保委員。

【久保（合）委員】それなら大体わかるんですけども、そうするとインターネットを利用する場合は、一定の利用料を払いますね。それはどこが払うんですか。

【山口副会長】どうぞ、課長。

【教育指導課長】区でございます。

【久保（合）委員】区でやるのね。もう1点だけ、これは似たような感じですけども、何だかんだ言っても、やはり教職員がどう考えているかを知りたいんですけども、今のところちょっとそれは無理だね。校長を飛び越えて、新宿区教育委員会の管理下に、このことによって新宿の小・中の教員が置かれるということになる可能性は秘めていると思うんです、幾ら課長がそういうことにならないように手だてをするといったって、機械の中のこと、操作をする専門家がやればどうにでもなることで、そういう点はもう重々承知してやっていると思うけれども、あなたのは管理者だから管理局になる。先生方はこのシステムにどういう考えを持っているんですか。

【山口副会長】どうぞ、課長。

【教育指導課長】まずは、あくまでも冒頭に申しましたけれども、これによって校務が今までよりも効率化されないと全く意味がないわけでありまして。それが、効率化されるということ、そして今、いろいろとご指摘いただきましたように、これを入れることによって、例えば本当に私どもの管理下に置かれて、かえってやりづらくなった、融通が効かなくなる、そういうこ

とであったらこれは全く意味がないと思います。そのようなことがないということを担保しながら、やはり効率的なものであるということを条件に、前向きに入れることを求めていると認識をしております。

【山口副会長】久保委員。

【久保（合）委員】もう時間がないから。いろいろと最後に言ったことが心配なんですけれども、悪いことではないとは思いますが、ただ、ちょっとだけ言わせておいてもらいたいのだけれども、皆さんの授業に入ってしまったて悪いんですが、先生が大切な子どもと向き合うのには、パソコン1台なければだめなのかという、非常に切ない思いをしました。

【山口副会長】はい、ご意見として承っておきます。

ほかに何かご意見ございますでしょうか。ご質問、ご意見。

どうぞ、久保雅延委員。

【久保（雅）委員】メール機能はあるんですか。

【山口副会長】はい、どうぞ、課長。

【教育指導課長】ございます。

【久保（雅）委員】それは添付ファイルもつけられるという。

【教育指導課長】基本的にできますけれども、いろいろな制限を加えてございます。

【久保（雅）委員】要は自宅とかに、USBに入れなくてもメールでもできちゃうんです、仕事は。だから、そういう機能ができないようになっているということでもよろしいですか。

【山口副会長】はい、課長。

【教育指導課長】はい、できないような方向で検討をしております。

【山口副会長】とにかく、皆さん、ちょっとこれ相当な情報が固まって入っているので、これから流出したら結構でかい問題になるかなということが、危険がやはり感じられるので、他区の先例もよくご検討をいただいて、新宿区から何かの情報が漏れたということがないように、特にきょうの中でも幾つかやりましたけれども、一番でかいかなと。久しぶりに何かでかいのが入っちゃって、最後に時間がないのにこんなにでかい問題がここへ来たなという感じがしています。それくらい大きな問題だろうというふうに、皆さん多分同じ共通の意識だと思いますので、ぜひともこの件につきましては、情報の管理を徹底していただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

ほかに何かご意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ、林委員。

【林 委員】一番のあれに、終わりにすみませんけれども、先ほどの各委員のご質問に、大体は私あれしたんだけれども、ただ一つここに、一番言いたいことは、教員1人1台のパソコン配備をとにかくしたいがための、それが最初にありきなのか、そのためにいろいろこっちのあれなのか。もし、1人1台ないとこのイントラネットはできないんですか。

【山口副会長】どうぞ、課長。

【教育指導課長】根本的には、それがありきではありません。何よりも子どもたちに対して、今もうこれだけ辞書を引くにも、もう今はパソコンで辞書を引く時代でございますので、そのときにもっともっと学校の中で情報化を進めて、子どもたちの学力向上のために活用していきたいという願いが一番強うございます。そのためには、教員が使えないとだめだということがあります。どちらを先に入れるかというだけの問題なんですけれども、それに当たってまず、教員に来年度は1台パソコンを提供して、全員が使えるようになる。次年度以降、もちろんLANを使って、子どもたちにもそれで授業をできる、そんな環境をつくっていくという、それがまず最たる願いでございます。

ただし、1人当たり国の調査によりますと、2時間半ほどの超過勤務をしていると。子どもと向き合う時間もないと、そんなようなことを言っておりますので、もしこれで効率化が図られるならば、子どもと向き合う時間、教材をつくる時間もできるだろうということも当然考えていることでございます。

以上でございます。

【山口副会長】今のご説明は、きょうご説明いただいた校務支援システム以外にも、パソコン1台与えて、それ以外のことにもいろいろその教員の方にご利用いただいて、効率化を図るとこういう趣旨ですね。よろしゅうございますか。

では、そういうことで。

林委員、追加の質問があればどうぞ。いいですか。

【林 委員】はい。

【山口副会長】ほかにご質問がなければ。

今の件ですけれども、一応あざみ委員のほうから反対意見も出ていますので、一応採決を賛否をとろうかなというふうにまず思いますということと、その前に、まだ、委員自体もイメージがわからない部分があるというふうに思うんです。その実際にきょう、仮に承認になったとして、承認になれば動き出すんだと思うんですが、どこかでご報告を実際にこうやってうまくいっていますという、あるいは他の区もその後開発が行われるかもしれない、何かどこかでこの

件につきましては、もっと具体的に皆さんが納得できるようなご報告をいただくということではいかないでしょうか。

どうぞ、課長。

【教育指導課長】もし、そのような機会を与えていただけますならば、ぜひ、そのようにさせていただきたいと思います。

【山口副会長】そうですね。それでは、時期はそちらにお任せしますが、きょうのもし承認になった場合は、後日進行状態、一応できたあたりでよろしいと思うんです。動き出すようなところでいいと思うんですが、そのあたりで一度ご報告をお願いしたいと思います。

では、そういうことを前提に、一応ちょっとあざみ委員から反対意見もございましたので、賛否をきょうはとらせていただくということで進めたいと思います。一応、それでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【山口副会長】では、賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手〕

【山口副会長】7名ということですか。

では、反対の方。

〔挙手〕

【山口副会長】2名ということですか。これで諮問ですね。これ決議の要件は大丈夫ですか。

【区政情報課長】委員の過半数ということになっておりますので。

【山口副会長】そうですね。それでは、一応7対2ということですが、賛成7、反対2ということは一応決議は、承認はいたします。先ほども申し上げましたように、後で、後日全部がイメージがすべて固まったところで、再度ご報告をいただきたいというふうに思います。

以上をもちましてこの件も終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

それでは、本日の議題はすべてこれで遅くなりましたけれども、一応終わりました。

委員の皆様には、遅くまでどうもありがとうございました。

ほかに何か審議会について、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

その前に何か。

【区政情報課長】すみません。事務局から一つだけご報告させていただきます。

実は、昨日新宿区の緊急経済雇用対策の実施というのが発表されたところなんですけれども、

その対策の一環としまして、雇用に関する総合相談窓口を区役所内に開設し、ハローワークと連携した就労支援を行っていくという予定になっております。この窓口が実は2月下旬に開設する予定ということになっておりますけれども、内容が現在のところまだ詳細が個人情報の範囲も含めて決まっておりません。それで緊急に実施する必要があるということで、詳細については次回の審議会でご報告をさせていただきたいということで、事業自体については業務を進めさせていただきたいということで考えております。よろしくお願いいたします。

【山口副会長】どうぞ、事実上審議の対象にならないようなので、やむを得ないので、今のようには事業は進めていただいて、次回の3月25日の会議でご報告ということで、よろしゅうございますね。仕方がないということで、ご了承いただきたいと思います。

ほかに、委員の皆さん、何かご発言は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口副会長】なければ、本日はこれをもって終了といたします。

どうも、長い間ご苦労さまでした。

午後 4時15分閉会